



信達の歳時記

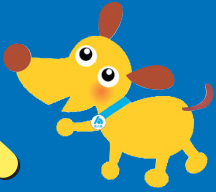
ホームページもご覧下さい

福島法人会 検索 <http://f-hojin.or.jp>

夏越大祓人形祭「茅の輪くぐり」(福島市・福島稲荷神社)  
福島県民俗芸能文化写真・映像保存協会事務局長 遠藤寛行さん撮影

平成24年7月1日発行 (毎月1回1日発行) 第492号

# ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

2012

7

## 私のポケット

日本は、海に囲まれており、幾度も大地震に遭遇しました。歴史的にいくつかの大きな自然災害は、政権基盤が弱い時に起きています。また、その時に何か果敢断りリーダーシップを持った人物が出てくることも確かです。それは、①阪神淡路大震災が起きた時、村山富市社会党党首を首相とする「自社さ連立内閣」。人格的に村山首相は、自分の力を知っていたので河野洋平自民党総裁はじめ、官僚機構を活用しました。②関東大震災直後の内務大臣であった後藤新平、「帝都東京」の再建を進めたことは、よく知られています。③江戸の明暦大火。大老たちが將軍に避難すべく進言したが、老中保科正之は、所在を江戸城と明確に指示し、要らぬ混乱を防いだ。また、「御救い粥」を江戸の被災民に炊き出しし、幕府は財政多難の中、スピードで町方へ大金を支出し、迅速な再建を促す。④安政の大地震。この時期、江戸では、コレラ、はしかが大流行。地震発生後、阿部正弘・堀田正睦(まさよし)の両老中が決断、すぐに、民に「お救い粥」を提供、町人に幕府米蔵から「お救い米」を放出しました。

真のリーダーたちは、常に「国益」と「民(国民)の利益」を考え、「今、何をすべきか」を迅速に少数数的に確信を判断命がけて決断し、民に「安全と安心」を提供、民は、リーダーを信頼した。

(岩見記)

# 第38回 通常総会開催



第38回通常総会は、去る6月1日（金）午後3時50分よりウエディングエルティにて開催された。来賓の木幡福島税務署長様はじめ多くの会員の方が出席。

議事では、議題1. 平成23年度事業経過報告承認の件、議題2. 平成23年度収支決算報告並びに監査報告承認の件、議題3. 平成24年度事業計画（案）承認の件、議題4. 平成24年度収支予算（案）承認の件、議題5. 公益認定申請手続き承認の件、議題6. 公益認定に伴う定款変更（案）並びに諸規程（案）承認の件、議題7. 社団法人福島法人会納税貯蓄組合の解散承認の件が提案され、異議なく承認可決された。

平成24年度活動方針として、①組織基盤の拡充強化、②財政基盤の確立、③目に見える社会貢献活動の実施、④会員企業支援のための事務局機能の充実、⑤公益認定の取得「地域の発展と活力ある法人会を目指す」こととした。なかでも公益認定の取得については、そのために必要な準備・手続き等、従来に引き続き進めることとする。

また、重点施策として、(1) 税務行政への協力、(2) 税制改正に対する提言・要望、(3) 税の啓発活動・社会貢献、(4) 研修事業の強化、(5) 会務運営の円滑化、(6) 福利厚生事業

の推進等とした。

表彰式も執り行われ、次の方々を受賞された。（敬称略）

## ◎会員増強表彰

紺野正雄（株A水技研）  
齋藤義博（株丸福織物）



紺野 正雄氏

## ◎福利厚生制度

（経営者大型総合保障制度）推進表彰

会員の部

〈金賞〉

山川 章（株山川印刷所）

〈銅賞〉

石本 朗（株福島丸公）

千葉政行（株サンベンディング福島）

桃井三天（株日新土建工業所）



千葉 政行氏

受託会社職員の一部

〈金賞〉

村島 誠（大同生命）

高野恭子（大同生命）

# 平成 23 年度決算・24 年度予算

(単位：円)

平成 23 年度 決算 額				平成 24 年度 予算 額			
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	科 目	本 年 度 予 算	前 年 度 予 算	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部				i. 経常増減の部			
(1) 経常収益				(i) 経常収益			
基本財産運用益	10,000	5,071	4,929	1. 基本財産運用益	0	10,000	△ 10,000
特定資産運用益	0	891	△ 891	2. 受取会費	19,400,000	20,000,000	△ 600,000
受取会費	20,000,000	20,225,948	△ 225,948	3. 事業収益	4,660,000	4,520,000	140,000
事業収益	4,520,000	4,650,224	△ 130,224	4. 受取補助金	12,961,095	13,414,000	△ 452,905
受取補助金等	13,414,000	13,444,600	△ 30,600	5. 受取負担金	2,455,000	2,115,000	340,000
受取負担金	2,115,000	2,045,000	70,000	6. 受取寄付金	200,000	0	200,000
受取寄付金	100,000	91,445	8,555	7. 雑収益	307,000	421,000	△ 114,000
雑収益	321,000	578,251	△ 257,251	経常収益計	39,983,095	40,480,000	△ 496,905
【経常収益計】	40,480,000	41,041,430	△ 561,430	(ii) 経常費用			
(2) 経常費用				1. 公益目的事業			
事業費	35,533,000	36,808,892	△ 1,275,892	2. 収益事業等	9,183,632	9,659,083	△ 475,451
管理費	5,405,000	5,967,237	△ 562,237	3. 管理費	6,040,109	5,405,000	635,109
【経常費用計】	40,938,000	42,776,129	△ 1,838,129	経常費用計	40,029,996	40,938,000	△ 908,004
【評価損益等調整前当期経常増減額】	△ 458,000	△ 1,734,699	1,276,699	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 46,901	△ 458,000	411,099
【評価損益等計】	0	0	0	基本財産評価損益等			
【当期経常増減額】	△ 458,000	△ 1,734,699	1,276,699	特定資産評価損益等			
2. 経常外増減の部				投資有価証券評価損益等			
(1) 経常外収益				評価損益等計			
【経常外収益計】	0	0	0	当期経常増減額	△ 46,901	△ 458,000	411,099
(2) 経常外費用				ii. 経常外増減の部			
法人税、住民税及び事業税	0	72,000	△ 72,000	(i) 経常外収益			
【経常外費用計】	0	72,000	△ 72,000	経常外収益計			
【当期経常外増減額】	0	△ 72,000	72,000	0			
【当期一般正味財産増減額】	△ 458,000	△ 1,806,699	1,348,699	(ii) 経常外費用			
【一般正味財産期首残高】	42,002,768	42,002,768	0	法人税及び住民税			
【一般正味財産期末残高】	41,544,768	40,196,069	1,348,699	72,000			
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				経常外費用計			
受取補助金等	0	12,603,100	△ 12,603,100	72,000			
受取全法連助成金	0	12,603,100	△ 12,603,100	当期経常外増減額			
一般正味財産への振替額	0	△ 12,603,100	12,603,100	△ 72,000			
一般正味財産への振替額	0	△ 12,603,100	12,603,100	他会計振替額			
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0	当期一般正味財産増減額			
【指定正味財産期首残高】	0	0	0	△ 118,901			
【指定正味財産期末残高】	0	0	0	一般正味財産期首残高			
<b>III 基金増減の部</b>				40,196,069			
当期基金増減額	0	0	0	一般正味財産期末残高			
基金期首残高	0	0	0	40,077,168			
基金期末残高	0	0	0	41,544,768			
<b>IV 正味財産期末残高</b>				<b>II 指定正味財産の部</b>			
41,544,768	40,196,069	1,348,699		0			
				受取補助金等			
				受取全法連助成金			
				12,298,789			
				一般正味財産への振替額			
				△ 12,298,789			
				当期指定正味財産増減額			
				指定正味財産期首残高			
				指定正味財産期末残高			
				40,077,168			
				41,544,768			
				△ 1,467,600			



## 平成23年度税制改正について

平成23年12月2日付で「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布されました。法人税関係の改正の主な内容については次のとおりです。

### 1. 当初申告要件の廃止

これまで、法人税法における所得税額控除制度などについては、確定申告書等に適用を受けるべき金額など一定の事項を記載した場合又は一定の書類を添付した場合に限り制度の適用を受けることができる要件（「法人税法における当初申告要件」といいます。）が課されていたため、当初申告において、記載又は添付がない場合には、修正申告や更正の請求において新たに制度の適用を受けることはできませんでしたが、今回の改正により、当初の申告において制度の適用を受けていない場合であっても、適用を受けるべき金額

など一定の事項を記載した書類を修正申告や更正の請求の際に添付することにより新たに制度の適用を受けることができることとなりました。

### 2. 適用額の制限の見直し

また、当初申告において、適用を受ける金額として記載された金額が適用限度（「法人税法における適用額の制限」といいます。）とされ、修正申告や更正の請求によつてその限度を超えて適用を受けることはできませんでしたが、今回の改正により、一部の制度については、修正申告や更正の請求によつて適用を受ける金額を増加させることができることとなりました。

※ 1、2共に平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来するものについて適用されます。

### 3. 寄附金の損金算入限度額の見直し

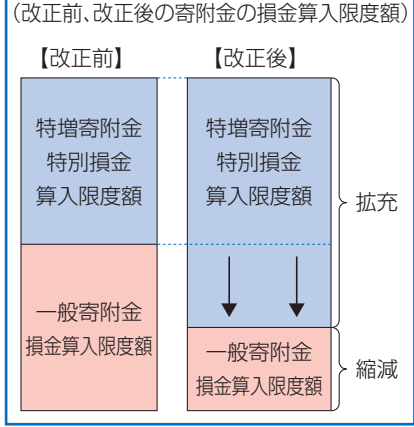
① 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額  
法人が支出する特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特別損金算入限度額が拡充されました。（算式1）

② 一般の寄附金の損金算入限度額  
法人が支出する一般の寄附金に係る

る損金算入限度額が縮減されました。（算式2）

※ 平成24年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 《イメージ図》



### 《算式1》

- ① 資本等のある法人（法令77の2①一）  

$$\{(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% \text{【改正前0.25\%】} + (\text{所得の金額} \times 6.25\% \text{【改正前5\%】})\} \times 1/2$$
- ② 資本等のない法人（法令77の2①二、法規23の3）  

$$\text{所得の金額} \times 6.25\% \text{【改正前5\%】}$$

### 《算式2》

- ① 資本等のある法人（法令73①一）  

$$\{(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\%) + (\text{所得の金額} \times 2.5\%)\} \times 1/4 \text{【改正前1/2】}$$
- ② 資本等のない法人（法令73①二、法規22の4）  

$$\text{所得の金額} \times 1.25\% \text{【改正前2.5\%】}$$

詳しくは福島税務署にお尋ねいただくか、国税庁のHP「手引き」  
 ↓法人税関係↓「法人税関係法令の改正の概要（平成24年2月）」をご覧ください。

### 県税からのお知らせ

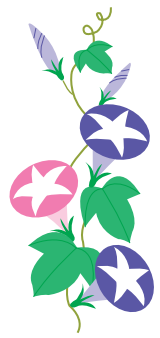
代替取得した不動産に係る不動産取得税の特例措置について

東日本大震災により被災した家屋、農地等の所有者が、それらに代わるものを平成33年3月31日までに新たに取得した場合、「新たに取得した家屋、農地等」に係る不動産取得税が軽減されます。

また、警戒区域や計画的避難区域、居住困難区域内にある家屋、農地等に代わるものを取得した場合にも、軽減措置があります。

詳しくは、最寄りの地方振興局県税部までお問い合わせください。

(県庁税務課)



# 「成年後見制度と税理士」

突然ですが、皆さんは成年後見制度をご存知ですか？

近年の日本では、高齢化が急速に進んでおり、その中でも東北地方の高齢化率は25・2%と全国平均の22・7%に比べひときわ高く、また20年後には35%程度になると予想されています。

このような背景のもと、認知症や障がいがあっても、自分らしく安心して生活できるように「成年後見制度」の積極的な活用が求められています。

成年後見制度は、認知症等により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように支援・保護するために設けられた制度で、平成12年4月より介護保険制度とともに導入されました。

成年後見制度には任意後見制度と法定後見制度があります。

任意後見制度は本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがつて、任意後見人が本人を支援する制度です。自分で備える制度とも言えます。

法定後見制度は判断能力が不十分な人に親族などから家庭裁判所に申立てをおこない、適任と思われる支援者が選ばれる制度で、さらに判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に区分されます。皆で支える制度です。

私たち税理士の実務においても成年後見制度との関わりが増えていきます。たとえば相続税の申告の際に相続人の中に判断能力が十分でない方がいるケースでは、遺産分割が単独で行えず、成年後見制度の利用が必要となるケースもあります。また事業承継を進める際に、相続人に認知症の方がいる場合などは、事業資金の融資時の担保の問題など、慎重に対応しなければならぬ問題もあります。

東北税理士会では平成24年4月に成年後見支援センターを開設し、税理士会員・一般の方の相談を無料で受け付けています。

連絡先は電話

「0501353316777」

ホームページ

「東北税理士会成年後見」で検索してください。税理士は地域に密着した財産管理と税の専門家です。お気軽にご相談下さい。

東北税理士会福島支部 安部修太郎

## 村井幸三さんの 「ヘー」なるほど

日頃、ランチをふくめてソバとウドンのどちらを召し上がりますか。

「そりゃソバだな」と仰るのが福島ッ子、

福島というより東日本一帯の麺食の傾向がそうでした。そして名古屋のあたりを境に、西がうどん大好き地帯というのがわが国の麺のおおざっぱな分布、つまりは東はソバ、西はうどんというのが江戸時代以来の日本人の麺食文化の常識だったと思います。

ところが、これが常識ではなくなってしまうのでした。去年十二月、朝日新聞が全国四千人を対象に「その常識は本当か」という面白いアンケートを行い、東ソバ、西ウドン説を取り上げました、ご記憶の方もいらっしゃると思いますが結果、西日本でウドン党が圧倒的だったのは当然として、東日本もなんとウドン派が52%と過半数を越え、わずか4%差ながらソバ党を上まわっているという数字が紹介されました。

た。これには正直ビックリ仰天、わが国食文化史上の大事件などとは申しませんが、縄文型東北人の私にはそんな気分、食の好みも時代ともにかくも変わるものかと実感しました。

ところで七月四日は「ウドンの日」だそうです。

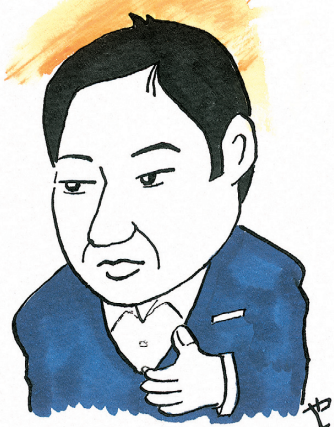
だれが決めたのか分かりませんが、暦を眺めていて気付きました。とにかくソバ屋さんにくらべウドン圈の方はお役人も商人もウドン普及には万事積極的ですね、県指定の品種の小麦粉を使わないウドンは讃岐うどんを名乗ることまかりならんと産地名称登録をいち早く打ち出したかと思うと、香川県では県名を「うどん県」に変えようと言いつつ、多分ジョーク的な発想ですが総務省まで頭を抱えました。

そうした行政の後押しをうけ、最近安い、早いをウリにしたウドンチェーンが全国で急展開しているところは、福島市内でも目にされているところでしょう。ソバ派であることが福島ッ子の嗜みだなど大袈裟なこととは申しませんが、これ以上老舗のソバ屋さんが姿をけさないことを心から祈って、アンチウドンの旗を掲げました。





# 今野 陽介



信夫木材通商株式会社  
 常務取締役  
**今野 陽介氏**  
 (福島市御山字松川原 1-22)  
 TEL (024) 534-3141

今回は信夫木材通商の今野陽介常務さんにお会いすることになった。本会社に伺おうとしたら、味処・大番本店で会うという。なるほどと思ったから本社の真向かいに大番本店があった。

若い常務が自分の店のように振舞っている。おかしいと思つたら、もとは材木屋だったが、飲食店業務にも事業拡大を図り昭和四十九年に「味処大番・御山本店を開業した。その後、次々に店舗を広げ、現在では松浪町の「竹林亭」、伊達市の「大番保原店」、荒井の「こけしの里」、そして「ラーメン白樺伊達店」と飲食店では不動の地位を築いた。

創業者の今野政邦氏は浪江町津島に杉山を持っていた。その杉をもとに昭和三十八年、福島市曾根田に信夫木材通商(株)を設立した。私が中合に在籍していたころ中合のお得意様でかなりの取引があったという。杉の材木が山と積まれていた同社の敷地を今でも思い出すことができる。政邦氏は現在同社の会長で、八十六歳となったが元気で大番各店を回っているようだ。先日、私たち夫婦で竹林亭に食事に行ったおり、偶然、会長さんとすれ違った。店長さんに手を引かれ別室で食事を楽し

んでいかれたようだ。

陽介常務の父・昇悦氏は会長の長男で二代目を継いだが五十九歳の若さで他界し、現在は次男の朗氏が社長となっている。社名の通り同社は木材卸売、不動産売買、アパート・マンションの賃貸、仲介を業務としていることは、もちろんのことである。

陽介常務は昭和五十六年伊達市生まれ。伊達小・中を経て福島東高校を卒業し、拓殖大学に入学。海でダイビングやライフセイビング、つまり人命救助なども学んだ。そのほかサッカーも楽しんだという。

卒業して東京の不動産会社に就職し、建売住宅、用地の売買など二年余り修行したが、父の病で福島に戻り、父と一緒に一年ほど仕事をしたが、亡くなったしまった。

「会社名をお聞きすると、材木屋さんのイメージですが、一般的には大番という飲食店のイメージが強いですね」

「私は両方の仕事をやっておりますが」「私は大番の各店で食事をしたことがあります。料理はおいしいし、各店の女将さんがしっかりしているし、従業員の方々の接客は私からみて皆さん格点です」



7月のこよみ  
 入道雲「あら！カッラ...」

「恐れ入ります。食材のことを申しあげますと市場から仕入れることは勿論ですが中小の商店さんとも取引させて頂いております。材料が足りなくなつた場合でも、すぐ調達できるのでありがたいと思っております」

そういえば、もとは材木屋さんだけあって各店舗の設計、建材、デザインとも素晴らしいものが感じられる。店舗の規模は大き過ぎず、小さ過ぎず駐車場も広い。

「その中途半端が良かったんではと思ひます」と言つて笑つた。

各店舗を競争させ、売上を伸ばし、献立や仕入れなど協調するところは協調して行く、ということが感じられた。毎月、大番グループで発行している『大番かわら版』。お客とスタッフが一緒に編纂している楽しさがある。

### e-Tax 普及に係る 福島税務署長感謝状の贈呈

福島税務署では、納税者の利便性の向上や事務の効率化を計るために、e-Tax (国税電子申告・納税システム) を活用した申告・納税を推進しておりますが、この度、e-Tax の普及定着に多大な貢献をしたとして、当会副会長・渡邊博美氏 (福島ヤクルト販売(株)代表取締役社長) が木幡福島税務署長より感謝状を贈呈されました。

渡邊氏(左)と木幡福島税務署長

### 広報紙についてのお知らせ

ふくしま法人ニュースは内容を充実させ8ページ・隔月発行でお送り致します。

次回は9月の発行となりますので、よろしくお願ひ致します。